

平成31年3月31日現在の町水道の状況

給水人口 (水を供給している人数)	6,302人
年間総配水量 (1年間に作った水量)	1,374,163 m ³
年間総有収水量 (料金の対象となった水量)	724,921 m ³
年間総無収水量 (消火等に使用された水量)	3,475 m ³
年間総無効水量 (漏水等になった水量)	645,767 m ³
給水原価 (水を作る費用)	423.69 円/m ³
供給単価 (水の売値)	228.96 円/m ³

います。
改修のための費用がまかなえなくなると、増え続ける漏水等により水道の持続性を保てなくなり、皆様へ水をお届けすることができなくなり、多くの人々の生活を不安定にさせてしまいます。
したがって、これらにかかる費用を考慮しつつ水道料金の改定を行うため、改定時期ごとに料金の増減が見込まれることとなります。

Q. 経営者は変わりますか？
これまでどおり岩泉町役場が水道事業を営みます。

Q. 何か手続きは必要ですか？
地方公営企業法の適用に伴い、組織の在り方が変更されますが、町水道御使用者様の支払方法等に影響はなく、特別なお手続きをいただくことはありません。

地方企業会計移行による変更点

項目	官庁会計 (これまで)	企業会計 (これから)	効果
会計方式	単式簿記 現金のフロー(流れ)のみを示す 複式簿記ではキャッシュフロー計算書に当たる	複式簿記 現金のフローだけでなく、資産・負債・資本の三面から財産状況を、収益・費用の二面から利益の有無を示す	財務諸表から経営状況の自己検証が可能となり、経営分析が容易になる
経理認識	現金主義 現金の収入・支出の事実に基づいて経理記帳	発生主義 収益・費用を発生したタイミングで経理記帳	現金収支に関係なく、債権・債務の発生時点で管理することで、適切な損益計算が可能
資産把握	財産台帳による管理 現金以外の財産を別々の基準で「物」として管理	減価償却管理 現金以外の財産を耐用年数により価値の減少額相当額として「費用」に変換して管理	統一された基準で資産を一覧し、正確な資産管理が可能
出納整理期間	あり(翌年度5/31まで) 年度毎の取引として区分けでき、説明が容易だが、財産・利益の状況がわかりにくい	なし 未収・未払金の勘定科目の活用により事業期間の末日にとらわれない持続的な経営が可能	民間企業又は他の公営企業との比較分析が可能



Q. 具体的に何が変わりますか？

地方公営企業法が適用されることで、これまでの官庁会計(単式簿記)方式から公営企業会計(複式簿記)方式へと変更されます。
これにより、現金の収支のみに着目して経理を行う『現金主義』から、現金の収支の有無にかかわらず経済活動の発生という事実に基づいて経理を行う『発生主義』を採用することとなります。
さらに、資産の状況を把握するための『貸借対照表』、利益や損失を計るための『損益計算書』、現金の動きを管理する『キャッシュフロー計算書』といった財務諸表の作成を通して、企業の経済状況をこれまでより正確に把握できるようになることから、岩泉町水道事業として、これまでよりの確な経営方針を立て、持続的な経営を目指さなければなりません。

Q. 水道料金は変わりますか？

水道料金は、安全な水を町水道御使用様に届けるための費用をまかなう原資として、皆様からいただいております。
その水を作り、お届けするための費用に合わせて、一定の期間(3~5年程度)ごとに水道料金の見直しを行い、水道料金の改定を行います。
現在、全国規模で配水管からの漏水が問題になっていますが、岩泉町でも多くの漏水が発生しており、配水管の改修が急務となっております。

(問合せ先)
下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑59-5
岩泉町役場上下水道課 水道室
TEL 0194-22-2111 (内線242)

岩泉町上下水道課からのお知らせ

簡易水道事業の会計方式が地方公営企業会計へ移行します

岩泉町の簡易水道事業は令和2年4月1日から水道事業として統合・開始されるとともに、地方公営企業法の適用を受け、会計方式を地方公営企業会計へ移行します。
なお、公共下水道事業については、令和6年度を目途に、同様に移行するための準備を進めているところです。

●地方公営企業とは

地方公営企業とは、地方公共団体が、住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業のことです。地方公営企業法の適用を受けることとなります。
これまでの簡易水道事業では、一般行政事務を規律することを目的とした法律(地方自治法等)が原則的に適用されますが、事業の実態に合わせた地方公営企業となることで、より弾力的な経営が可能となり、財政状況の明確化と事業の効率化・サービスの向上を図るよう一層努力することが求められます。

